

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	西2丁目線動態観測機器撤去業務
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社エーティック
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>平成29年度～令和2年度において、上記業者が動態観測業務を受託し、計測機器の設置と監視を継続してきたが、期間中に工事の影響とされる変位は観測されなかった。令和2年度末に駐輪場工事がしゅん功し、以降、周辺構造物に影響しうる作業が見込まれないため、当該観測機器の撤去を行うこととする。</p> <p>撤去対象となる観測機器類は当該業者が独自に開発した観測システムと自社の電子機器類を使用しており、企業の技術情報漏洩及び、精密機械損傷のリスクと責任の観点から当該作業の履行は当該業者に限られる。</p> <p>また、機器類の設置状況を熟知し、地下鉄ずい道内での作業にも精通しているため、安全かつ短時間での作業が可能であり、機器類の設置状況確認や施工計画の経費が節減されるとともに、交通局職員の立会の日数も軽減される。</p> <p>したがって、当該業者を契約の相手方として、選定することといたしたい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項
決 定 日	令和3年11月30日